

～ 構成団体 ～
 連 合 長 崎
 県平和運動センター
 同盟友愛連絡会
 県 中 連 懇 話 会
 労 働 金 庫
 全 労 済
 県生活協同組合連合会



一 発 行 所 一
 長崎県労働者福祉協議会
 〒850-0031
 長崎市桜町 9-6
 長崎県勤労福祉会館内
 ☎ 095-811-6131
 roufuku-nagasaki@io.ocn.ne.jp
 発 行 日 隔 月 1 日
 発 行 責 任 者 梶 田 憲 二

「生活底上げ・福祉強化キャンペーン」10月～12月

～ 中央労福協重点課題をベースとした全国共通テーマを軸に展開 ～

全国の労福協は共通して10月～12月まで
 下記要領で「生活底上げ・福祉強化キャン
 ペーン」を展開する。

【全国共通テーマ】

1. 政策・制度要求と社会運動として
 - ①生活困窮者自立支援制度の構築、②格差・貧困社会の是正、生活底上げ、③奨学金問題への対応について、自治体要請（長崎県）する。
2. 格差・貧困社会の是正・生活底上げ
 - ①利用しやすい生活保護基準への運用改善、②生活保護基準引き下げの撤廃、③労働分野の規制緩和の阻止（連合と相談し対応）
3. 奨学金への対応
 - ①学習会の実施

【協同事業団体の利用促進】

1. 利用促進
 - ①労働組合と事業団体が「ともに運動する主体」としての関係再構築をはかり、組合員の利用促進をはかる。そのために、労福協・労金・全労済と帯同し、各産別を訪問し要請活動を行う。
 - ②労働者自主福祉に関する学習会の開催
 - ③労働者自主福祉セミナー（シンポジウム開催） 労金・全労済労組と共催した取り組み（11月8日/土/13時30分～矢太楼で開催）

長崎県勤労者互助会 2014年度総代会開催される!!



▲冒頭挨拶する佐竹副会長

2014年8月21日、九州労働金庫長崎支店会議室において、15名の代議員出席のもと2014年度総代会を開催した。

総会では、佐竹副会長の開催挨拶に続き岡山代議員（北松支店代議員）を議長に選出した。

はじめに森田孝徳九州ろうきん長崎県本部長から、就任挨拶と長崎県本部の業務概況、ならびに、未組織勤労者対策として「勤労者互助会」の利用拡大の取り組みが極めて重要であることを訴え、会員拡大に向けた更なる協力をお願いした。

特徴的な意見として、互助会としての広報宣伝活動のあり方やリピーター対策の取り組みを強化するなど、ろうきんとの連携強化等についての意見・要望があった。また、互助会としての役割機能強化を確認し、全議案について満場一致で承認し、閉会した。

勤労者互助会とは、長崎県内に居住、または県内の企業等に働く勤労者で、勤務先に労働組合のない者もしくは労働金庫に加入していない労働組合の組合員の方。

南部労福協 第2回 労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座を開催!!

南部労福協は8月29日(金)13時から30日(土)の12時まで、「ホテルセントヒル長崎」において標記研修会を開催、沖縄を含む九州各県から66名(内、女性13名)の参加があった。

(内、長崎県労福協からは12名の参加)

梶田事務局長の司会で始まり、冒頭、森会長は、昨年に続き長崎での開催に対しお礼を申し上げると共に、労福協の理念である助け合い、支えあう共助の行動は着々と国民感情の中に芽生えて来ている。私たち南部労福協も、安心・安全な社会づくりに向けて、その思想を充分理解し行動へ繋げようと、開会にあたり主催者を代表して挨拶した。養成講座の内容は下記の通りである。

【開催目的】

新しい労働者福祉運動の構築に向けて、労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史の伝承者育成をはかる事である。

講義1、「働くことを軸とする安心社会」：連合総合企画局 総合企画局長「寺田弘」氏。

講義2、「労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史」：中央労福協アドバイザー「高橋均」氏。

講義3、「賢い消費者をめざして」：長崎県消費者生活センター生活相談員「坂口ます子」氏。

講義4、「これからの日本社会と協同組織事業に期待するところ」：早稲田大学教授 経済学博士「田村正勝」氏。

【成果と課題】

①今回は、女性の参加が13名(19.4%)と多かった。②前回より若者が多く次世代層の参加となった。③連合・ろうきん・全労済の誕生など理解ができた。④アンケートでは全員好評であり、今後も継続した取り組みが強く求められた。また、若者を対象に各地区での開催が求められている。



▲早稲田大学 田村教授

各地区労福協だより

対馬地区労福協セミナー開催!!

対馬地区労福協は、9月11日(木) 18:30~20:00まで対馬市役所大会議室においてセミナーを開催、31名の参加者があった。

テーマと講師は次の通りである。

- ① 労福協当面の活動について：県労福協/梶田事務局長。
- ② しあわせ創造運動：ろうきん/久保職員。
- ③ 生活保障設計について：全労済長崎支所/吉永職員、八島事務局長の尽力で回を追うごとに参加者が増加しており、敬意を表したい。





生活底上げ・福祉強化

中央労福協

2014 生活底上げ 福祉強化キャンペーン

全国で展開中!

貧困や排除のない社会を実現しよう!

- ▶ ナショナルミニマムを守り、利用しやすい生活保護制度に!
- ▶ 地域で生活困窮者支援制度をより良いものに!
- ▶ 若者にハンディを背負わせない奨学金制度に!

みんなで労働者福祉事業を利用し、共助の輪を地域に広げよう!



協同事業の利用を広げよう!

労働組合と協同組合ろうきん・全労済は、仲間同士のたすけあい・連帯などの価値観を共有しています。

労働運動みずからが生んだ自主福祉事業。参加し、利用し、ともに運動をつくろう!



2014 生活底上げ・福祉強化キャンペーン 中央労福協

ライフサポートセンター便り

ライフサポートセンター長崎の現況報告

「ライフサポートセンター長崎」をオープンして早いもので4年。「労働・暮らしの相談」をご利用いただき、お陰様で相談件数880件に達しました。これも地域の皆様方をはじめ参加団体様のご協力の賜物だと深く感謝しております。

求人倍率は上向き就職も好転したといわれていますが、経済好循環は、地方まで及んでいないともいわれており、相談件数は依然として労働問題がトップです。常に職場での心の悩み(メンタル)の相談は絶えません。近況の主な相談事例を報告いたします。

(労働問題) ◎事業所立上功労者となったが、当時休日もなく深夜勤が連続した。「うつ」で3カ月の診断書が出たが、事業所から1カ月の休職で自然退職の命令が出た。ストレスで電話に出ることも困難な状況。◎ブラック企業で、最初は「総務・経理」といいながら、営業とトラックの運転手に廻され、試用期間も待遇は正社員並と言いながら、パートで時給700円と言われ、サービス残業を強いられたので苦情申告したら解雇された。◎労災隠し…長期出張中宿舎の階段から落下し下半身麻痺、事業所は無視。

(その他) ・年金記録漏れ・ホームレス者の相談・生活資金を借りたい・通販代金のトラブル・ネット購入のキャンセル・出会い系サイト等、他多くの相談があります。

相談事例の詳細については順次お知らせいたします。

(相談ダイヤルは 0120-232426まで)

(相談員 円能寺)

ライフサポートセンター佐世保の現況報告

これまでの中で最も深刻だった相談を紹介します。

それは、「他都市で働いていた青年が、会社でいじめにあい、自殺未遂ののち重度の記憶障害を患って帰佐し、両親のもとで同居しながら、傷病手当で生活をしている。現在、通院しているが、①会社でのいじめと自殺未遂との因果関係、②傷病手当が切れた後の生活」についての相談でありました。

②はすぐに判断がつくものでしたが、①は専門外の私には非常に困難なものでありました。そこで過労死問題の専門家であるK氏に相談に乗ってもらいました。そして、手帳のメモや携帯のメールに基づく本人との面談、会社からの手紙の分析を基本にしながらも、それだけでは不十分なため、本人の友人関係の聞き取り調査など、可能な限りの調査と慎重な判断の結果、「仕事上の本人のミスで会社の多少の叱責は認められるものの、自殺未遂の原因は子供づれの女性との結婚生活の破たんによる精神的なダメージ(耳からの出血や漢字が書けなくなるなどの症状)とそれに起因する借金の返済というダブルの要因により心神喪失状態になったためではないか」と結論付けました。しかしこの結論は、本人の期待するものではなかったため、その「裏付け証拠」についてはていねいに説明し、納得してもらいました。そしてその後も、職安と連携して、障害者手帳の取得、雇用保険の給付および求職活動についてのアドバイスなど、面談を中心とした相談活動は1年6か月におよびました。

(相談ダイヤルは 0120-232426まで)

(相談員 藤戸)



1. 九州ろうきん長崎県本部は、9月19日第〇〇回全県推進委員交流集会を開催。〇〇に入る数字は何でしょうか?

2. 車検制度のない〇〇・〇〇〇cc以下のバイクは自賠責共済(保険)の有効期限切れに特に注意が必要です。〇〇・〇〇〇をお答えください。

◎クイズの答えはハガキかFAXで、住所・氏名・職場名を明記し県労福協へ送付ください。

◎締切日は11月25日(火)(当日消印有効)

◎当選者10人の方に「初冬の果物」をお送りします。正解者多数の場合は抽選で決めます。

◎送り先 〒850-0031

長崎市桜町9-6 勤労福祉会館内

長崎県労福協クイズ係

◎FAX (095) 811-6132

◎前月号当選者名(敬称略)

吉村 博司(佐世保)	西岡 繁樹(長崎)
岩永 英二(大村)	和泉久美子(佐世保)
吉村せつ子(佐世保)	森田 仁(佐世保)
小林みどり(大村)	山本 康子(大村)
石津美智子(大村)	松村 千鶴(諫早)

第13回全県推進委員交流集会を開催

～ろうきんへの期待像、推進委員の役割を再確認～



▲開会の挨拶をする中野県本部推進委員会委員長

九州ろうきん長崎県本部は、9月19日(金)、長崎市のホテルニュー長崎において標記の交流集会を開催した。集会には、壱岐・対馬・五島を含む県内各地より約150名が出席し学習と交流を深めた。ま

た、九州ろうきん統括本部から宗安専務理事も出席し、来賓として長崎県労福協の榊田事務局長、全労済長崎県本部・金澤長崎支所長、中崎前長崎県本部長も出席した。

今回は、岡山大学の三村聡教授を講師に招き、講演（「金融機関経営を取り巻く環境変化と労働金庫経営」）とグループワーク（「労働組合とろうきんの協働による福祉運動の実践」）を実施した。三村講師は労働金庫業態での勤務経験をもち、長年、協会の教育研修の講師を務めるとともに各金庫の推進機構会議等でも多数講演を行っている。さらに、今夏には「労働金庫—勤労者自主福祉金融の歴史・理念・未来」（金融財政事情研究会発行）を刊行するなど業態の事情に精通しており、そうした事情を踏まえると参加者が日頃感じている「ろうきん」の役割や課題の洗い出しを含め内容の濃い集会であった。

①個人で考え⇒

②グループ全体で討議し取りまとめ⇒

③全体に向け発表

今回の全県推進委員交流集会の特徴は、これまでの講演や現状報告中心だった運営からワークショップスタイルによる参加型の双方向的な運営となったことである。

特徴的には、次の5点が考えられる。

- ① 講師より1時間の問題提起を受けた後、13班に分かれ2時間半かけてグループワーク
- ② 各グループの進行・発表は事前に選出された各地域の推進委員が担う
- ③ ろうきんの支店長、職員は記録を含めグループワークの進行をサポート
- ④ 運営委員もグループのメンバーとして参加
- ⑤ 二部交流会も各店（地域）ごとではなくグループワークを行ったメンバーで引き続き交流

グループワークでは、ろうきんが他の金融機関と大きく違う「推進機構の機能強化」こそが、ろうきん運動拡大の根幹であり、推進委員としてどのように関わっていくべきかとか、「ろうきんの『良いところ（強み）』『弱いところ』」をキーワードに意見



▲各地区の推進委員が意見を出し合い、活発な討議がおこなわれた

交換を行った。参加者からは「良いところ（強み）」の一つとして書き出されたATMの利用手数料還元サービスについて、その拠出額の大きさやサービスの内容について認識を新たにしました。こうしたサービスは、協同組織の福祉金融機関だからこそできることであり、そうした考え方が株式会社と違うのだと再認識できたと考えている。また、ウィークポイントとしてPRの仕方、認知度について報告されたこともあり、ろうきん職員にも改めて、ろうきんの認知度を高める行動、ろうきんの素晴らしさをアピールする行動の強化を要請しながら、今後の発展を期待したい。

全労済では 自賠責共済 を取り扱っています！

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済（保険）は、交通事故による被害者を救済するため、加害者が追うべき経済的な負担を補てんすることにより、基本的な対人賠償を確保することを目的としており、原動機付自転車（原付）を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

契約忘れがないようにしっかりと満期案内を確認し、余裕を持って手続きを行いましょう。

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは？

自動車損害賠償保障法によって道路を走るすべての自動車（二輪車を含む）、原付自転車に加入が義務づけられている共済（保険）です。

死亡	最高 3000万円
けが	最高 120万円
後遺障がい	程度に応じて4000万円～75万円

※神経系統・精神・胸腹部臓器に著しい障がいを残して介護が必要な場合
 常時介護：4,000万円（第1級）、随時介護：3,000万円（第2級）
 ・上記以外の後遺障がい
 3,000万円（第1級）～75万円（第14級）



もし自賠責共済（保険）に加入していないと？

未加入で運行した場合、法律により罰せられます。

6か月の範囲内の **免許停止**（違反点数 6点）

+

1年以下の **懲役** または 50万円以下の **罰金**



原付・バイクをお持ちの方は特に注意！

車検制度のない原付・250cc以下のバイクは自賠責共済（保険）の有効期限切れに特に注意が必要です。
 今一度、有効期限のご確認を！



ご加入希望の方は
ご相談ください



自賠責共済（保険）への加入は、法律（自動車損害賠償保障法）によって義務づけられており、自賠責共済（保険）に加入していない車両は運行できません。もし、加入しないで自動車・バイクを運行すると法律により罰せられます。

●未加入で運行した場合

6か月の範囲内の
免許停止（違反点数 6点）

+

1年以下の **懲役** または 50万円以下の **罰金**

すべての自動車やバイクに加入が義務づけられている自賠責共済（保険）の満期日は近づいていませんか？



お申し込みいただく際に必要なもの

①契約される車両の車検証

新車等の新規車検登録の場合は、車台番号および車種が記載された書類（自動車売買契約書等）、原付等の車検対象外の自動車の場合は、標識交付証明書、軽自動車届出済証、または車台番号のわかる書類

②満期をむかえる自賠責保険（共済）証明書

お問い合わせ 全労済長崎県本部（長崎県労働者生活協同組合）

受付時間 / 9:00～17:15まで
 （土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

■長崎支所 TEL:095-864-6031
 FAX:095-862-8127

〒852-8016 長崎市宝栄町3番15号

■佐世保支所 TEL:0956-25-8012
 FAX:0956-22-7292

〒857-0033 佐世保市城山町1番22号

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。



2014 生活底上げ・福祉強化キャンペーン

ろうきんは組合と組合員のニーズに応えるために、低利な融資や有利な制度を提供し、労働組合の自主福祉活動をバックアップいたします。



労働組合

働くものの社会的・経済的地位の向上

- 働くものの生活・労働条件の向上と雇用の安定
- 組合員とのコミュニケーション強化

ワークライフ
バランスの
実現

セーフティネット
の構築

社会連帯の
輪の拡大



ろうきん

生活応援運動

- 働くものの生涯にわたるライフイベントのサポート
- 金融商品・サービスに関する消費者教育
- 計画的な貯蓄による資産形成の提案

生活改善

生活防衛

生活設計

ろうきんの基本姿勢 「わたしたちは、日本でただひとつ、はたらく人のための生活応援バンクです。」

目的

ろうきんは、はたらく仲間がつくった金融機関です

ろうきんは、労働組合や生活協同組合の組合員が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

ろうきんは、労働金庫法にもとづいて、営利を目的とせず公平かつ民主的に運営されています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、他の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用が大きく違います。はたらく仲間からお預かりした資金は、大切な共有財産として、住宅・自動車・教育・育児など、はたらく仲間とその家族の生活を支え、より豊かにするために役立てられています。

助け合いから始まった
全労済の火災共済は、
今年で60周年を迎えます。

1954年大阪にて「火災共済」制度発足
契約件数 約4万件

1995年1月
阪神・淡路大震災

2000年5月「自然災害共済」
制度発足

2011年3月
東日本大震災

現在、約460万件の
助け合いの輪に広がりました

ZENROSAL NEWS
60148109

火災・地震・風水害・落雷・盗難まで幅広く保障!

火災共済+

風水害等給付金付火災共済

自然災害共済

自然災害共済

火災・落雷等のとき
最高6,000万円の保障

風水害等のとき
最高4,200万円の保障

地震等のとき
最高1,800万円の保障

70%以上の
焼破損で
全焼扱い

火災共済は
万一のとき
再取得価額保障

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会